

(公印省略)  
産 第30265-121号  
令和4年7月21日

関係団体の長 様

群馬県知事 山本 一太  
(産業経済部産業政策課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく  
警戒レベル及び要請について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和4年7月21日（木）に開催しました、第88回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（7月22日（金）以降）を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

ー前回（6月11日（土）以降）要請からの変更点ー

(1) ガイドライン警戒レベルの変更

警戒レベル「2」：35市町村

(2) 県民の皆様への要請

- ・3つの密となるような感染リスクの高い店舗や場所の利用は、十分注意
- ・県外への移動は、十分注意
- ・大人数・長時間での会食等は感染リスクが高まることから、慎重に判断

(3) 事業者の皆様への要請

- ・テレワーク、時差出勤等を強く推奨
- ・高齢者施設や病院等での直接面会は十分注意

※詳細は『群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（7月22日（金）以降）』を御確認ください。

**【問い合わせ先】**

(社会経済活動再開に向けたガイドラインに伴う要請内容及び  
新型インフルエンザ等対策特別措置法に関すること)

担 当：危機管理課感染症対策調整係

T E L：027-226-2420

(その他)

担 当：産業政策課感染症対策産業経済支援室 事業者支援係

T E L：027-226-3326